

相続登記の ご案内

司法書士法人アコード

〒186-0002

東京都国立市東一丁目15番地21

ドマーニ国立 2 階

TEL 042-501-2151

FAX 042-577-6121

■ 相続登記申請までのお手続きの流れ

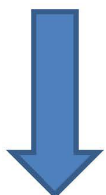
必要書類の収集

(必要期間 概ね1ヶ月程度)



相続登記に必要な戸籍謄本、住民票、固定資産評価証明書等を取得します。取得に必要な期間は、亡くなられた方の本籍地の変遷や、相続人の数等により異なります。なお、必要書類は当事務所にて職権で取得することが可能です。ただし、評価証明書のお取り寄せは、相続人からの委任状が必要です。

相続人確定・遺産分割協議



戸籍謄本等を確認し相続人が確定しましたら、相続人全員で下記の事項について協議していただきます。

- ・遺産（不動産、預貯金等）をどなたが相続するか？
- ・負債を引き継ぐ方は？
- ・後日遺産が判明した場合に相続する方は？

遺産分割協議書の作成

(必要期間 1週間程度)



協議決定事項について当事務所で「遺産分割協議書」を作成し、相続人全員のご署名・ご捺印（実印）をいただきます。

相続登記の内容、必要書類を確認後、登記費用のお見積もりを作成いたします。

相続登記の申請

(必要期間 法務局1箇所につき概ね 2～3週間程度)

ご署名・ご捺印後の「遺産分割協議書」および必要書類が全て揃いましたら、管轄法務局に相続登記の申請をいたします。

登記完了後、戸籍関係書類一式、新しい権利証（登記識別情報）、登記事項証明書をご郵送させていただきます。

● 上記はモデルケースです。

相続人中に未成年者や不在者、外国居住者また後見の申立を要する方等がいる場合は、さらに別の手続きが必要となるため、お時間をいただきます。

■ 相続登記に必要な書類

被相続人（亡くなられた方）		取得場所	チェック
1	出生から死亡までの全ての戸籍謄本等 （戸籍全部事項証明書、除籍謄本、改製原戸籍謄本等）	本籍地	
2	住民票の除票（死亡の記載のあるもの） 注）本籍、続柄を省略しないでください	住所地	
	戸籍の附票 （＊登記簿上の住所と最後の住所が異なる場合）	本籍地	
3	不動産の権利証 （被相続人の所有不動産を確認するため）		

どちらかを
取得してください

相 続 人		取得場所	チェック
1	相続人全員の戸籍全部（または一部）事項証明書	本籍地	
2	相続人全員の印鑑証明書 各1通 （＊遺産分割協議をする場合）	住所地	
3	住民票（不動産を取得する方） 注）本籍、続柄を省略しないでください	住所地	
4	納税通知書 または不動産の固定資産評価証明書 注）取得の際には相続人であることの証明（戸籍謄本） や、身分証明書が必要です	市役所又は 都税事務所	

当事務所で作成させていただく書類		署名押印いただく方
1	相続登記用の委任状	不動産を取得する方 （実印または認め印）
2	遺産分割協議書 （＊遺産分割協議をする場合）	相続人全員 （実 印）

＊なお「印鑑証明書」及び「評価証明書」以外の書類は、職権で取得することができます。